

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(令和2年10月 2日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 令和2年10月2日(金) 午前9時00分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	中 村 榮 憲	出	松隈	築 地 孝 彦	出
副会長	原 武 学	出	石動	元 石 久 隆	出
2	江 口 啓 子	出	三津	城 尾 良 信	出
3	中 村 佐 代 子	出	大曲	福 島 啓 洋	出
5	城 島 訓 浩	出	吉田	北 島 知 典	出
6	荒 木 清 隆	出	田手	森 勝 浩	出
7	森 田 利 光	出	豆田	原 隆 司	出
8	小 林 宏	出	箱川	江 頭 秀 臣	出
9	大 坪 敏 博	出			
10	木 下 大 学	出			
11	内 川 正 良	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 前山 章	係長 梅野 和子 係員 田中 貴章
-----	------------	----------------------

5. 議事録署名委員の指名 5番 城島 訓浩 委員 6番 荒木 清隆 委員

6. 議 事

第1号報告	農業経営基盤強化促進法第18条第6項の規定による通知書	5件
第1号議案	農地法第4条の規定に基づく許可申請案件	1件
第2号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件の取下願い	2件
第3号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	4件
第4号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和2年度 第7号農用地利用集積計画(案)の決定案件	12件
第5号議案	吉野ヶ里町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する 指針」の改定について	

○ **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より令和 2 年 10 月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。

○ **会長** 皆さんおはようございます。本日もみなさんよろしくお願いします。

(会長 あいさつ)

○ **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11 名中 11 名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は 8 名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第 6 条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は中村会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

○ **議長** それでは、総会の次第によりまして、2 番の議事録署名委員の指名を行います。

5 番 城島 訓浩 委員 6 番 荒木 清隆 委員、議事録署名をお願い致します。

○ **議長** 3 番の議事に入ります。

第 1 号報告	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 6 項の規定による通知書	5 件
第 1 号議案	農地法第 4 条の規定に基づく許可申請案件	1 件
第 2 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件の取下願い	2 件
第 3 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	4 件
第 4 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和 2 年度 第 7 号農用地利用集積計画（案）の決定案件	12 件
第 5 号議案	吉野ヶ里町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する 指針」の改定について	

以上を議題と致します。それでは早速、議案に入ります。第 1 号報告について説明をお願いします。

○ **事務局長** 1 ページをお願いします。第 1 号報告 18 条第 6 項の規定による通知書 合意解約－1～5 を朗読。説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。合意解約の報告となっております。

○ **議長** 続きまして、第 1 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 4－1 について説明を求めます。

○ **事務局長** 6 ページをごらんください。第 1 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく

許可申請案件 整理番号 4-1 について説明します。

整理番号 4-1 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域内で、国営筑後川土地改良事業区域外。農地の区分は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断されます。転用目的の敷地拡張の候補地選定の結果、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、7・8 ページに位置図、9 ページに字図の写し、10 ページに土地利用計画図、11 ページに顛末書、12 ページに写真、を添付しております。

説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ 〇番（〇〇委員） 問題ないと思います。

○ 議長 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ 〇〇最適化推進委員 特に問題ないと思います。

○ 議長 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ 議長 続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件の取下げ 整理番号 取下げ-1 について説明を求めます。

○ 事務局長 10 ページをごらんください。第 1 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件の取下げ 整理番号取下げ-1 について説明します。

整理番号 取下げ-1 を朗読。

○ 議長 事務局の説明が終わりました。この案件は第 3 号議案と関連していますので、認めていきたいと思いますがどうでしょうか。この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ 議長 第 3 号議案 整理番号 5-1 と 5-2 については同時開発ですので一括して説明を求めます。また、1,000 ㎡を超えていますので今回申請者の方も見えられていますので、筆問等あればあとでお願いします。

○ 事務局長 18 ページをごらんください。第 1 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-1 について説明します。

整理番号 5-1 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良

事業区域内。農地の区分は、第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満である農地であり第2種農地と判断されます。転用目的の建売分譲住宅の候補地選定の結果、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、20ページに管内図、21ページに位置図、22ページに字図の写し、23・24ページに土地利用計画図、25ページに断面図、26ページに建物平面図、27ページに求積図、28ページに建物立面図、29ページに矩形図、33ページに建物平面図、31ページに求積図、32ページに建物立面図、33ページに矩形図を添付しております。

説明は以上です。

○ **事務局長** 18ページをごらんください。第1号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号5-2について説明します。

整理番号5-2を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域内。農地の区分は、第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満である農地であり第2種農地と判断されます。転用目的の建売分譲住宅の候補地選定の結果、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、36ページに管内図、37ページに位置図、38ページに字図の写し、39・40ページに土地利用計画図、41ページに断面図、42ページに建物平面図、43ページに求積図、44ページに建物立面図、45ページに矩形図、46ページに建物平面図、47ページに求積図、48ページに建物立面図、49ページに矩形図を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇番（〇〇委員）** 前は貸トイレ置場とのことだったんですが、地区の反対があり取り下げられました。今回は分譲住宅ということで地区も同意されているので、問題ないと思います。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇最適化推進委員** 前の案件では部落全体で反対されてましたが今回は区長さん、生産組合長さんも印鑑を押されてますので、問題ないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、今回は開発区域に 2 業者入っているんですね。入口の道路は一か所なのでその辺の話し合いとかもあると思います。その辺を業者さんの方から説明をお願いします。

○ **代理人** 今回、農地転用の申請は 2 業者が別々に申請していますが、総面積が 3,000 ㎡を超えているため開発許可申請を県の方に出しているのですが、開発後住宅内の道路については、吉野ヶ里町に帰属を考えています。なので業者は違いますけど、町の道路ということで利用形態を管理していくこととなります。

○ **〇〇最適化推進委員** 北側の田んぼの給排水はどうなっているのでしょうか。

○ **代理人** 先だって隣接者の同意をいただきに行った折排水については十分にお話しさせてもらってます。現在西側の水路から給排水をされており、現在は大豆をつくっているというお話だったんですけど、後々田んぼとしても使えるように計画をしてくださいと。そこで広場の北側に水路を付替えでしてまして。U 字側溝を入れるようになってます。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-3 について説明を求めます。

○ **事務局長** 50 ページをごらんください。第 1 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-3 について説明します。

整理番号 5-3 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外。農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしていることから、第 3 種農地と判断されます。転用目的の一般住宅の候補地選定の結果、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、51 ページに管内図、52 ページに位置図、53 ページに土地利用計画図、54・55 ページに断面図、56・57・58 ページに建物平面図、59 ページに建物立面図を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見ををお願いします。

○ ○番（○○委員） 特に問題ないと思います。

○ 議長 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ ○○最適化推進委員 周りが住宅で囲まれているため問題ないと思います。

○ 議長 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。

○ 議長 続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-4 について説明を求めます。

○ 事務局長 61 ページをごらんください。第 1 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-4 について説明します。

整理番号 5-4 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外。農地の区分は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第 1 種農地と判断されます。転用目的の建売分譲住宅の候補地選定の結果、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、61 ページに管内図、62 ページに位置図、63 ページに字図の写し、64 ページに土地利用計画図、65・66 ページに断面図、67 ページに建物平面図、68 ページに建物立面図を添付しております。

説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ ○番（○○委員） 特に問題ないと思います。

○ 議長 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ ○○最適化推進委員 問題ないと思います。

○ 議長 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。

○ 議長 続きまして、第 4 号議案 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和 2 年度第 7 号農用地利用集積計画（案）の決定案件について説明を求めます。

○ **事務局長** 69 ページをごらんください。第 4 号議案 農用地利用集積計画集計表（利用権設定関係）について説明します。案件としましては、新規が 4 件、再設定が 8 件の計 12 件で、田が 22 筆 46,119 m²、畑が 0 筆、合計の 46,119 m²となっております。

次に 70 ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積 4,383,053.66 m²、今回解約面積 46,089 m²、今回計画といたしまして 46,119 m²、現在の合計 4,383,065.66 m²となっております。農用地利用集積計画については以上です。

○ **議長** 続きまして、第 5 号議案 吉野ヶ里町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改訂について説明を求めます。

○ **事務局長** 71 ページをお願いします。第 5 号議案 吉野ヶ里町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を朗読。説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** 質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。

○ **事務局長** それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午前 10 時 00 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づき議事の顛末を記録し、
下記のとおり署名する。

令和 2 年 10 月 2 日

吉野ヶ里町農業委員会

議 長 中村 榮憲

議事録署名委員 城島 訓浩

議事録署名委員 荒木 清隆

議事録作成者 田中 貴章